

議第24号

京都市幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

京都市幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成29年 2月22日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

京都市幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営の基準に関する条例の一部を次のように改正する。

附則中第5項を第8項とし，第4項を第7項とし，第3項の次に次の見出し及び3項を加える。

(幼保連携型認定こども園の職員に関する特例)

- 4 第6条ただし書の規定は，平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）は，適用しない。この場合において，同条本文の規定により幼保連携型認定こども園に置くべき園児の教育及び保育に直接従事する職員（以下「教育保育職員」という。）の数（以下「基準教育保育職員数」という。）が1人となるときは，当該教育保育職員に加えて，教育保育職員又は市長が指定する研修を修了した者（修了する予定の者を含む。以下「研修修了者」という。）を1人以上置かなければならない。
- 5 特例期間に第6条の規定により教育保育職員の数を算定するときは，研修修了者であって小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下同じ。）を有する者（養

護教諭の普通免許状を有する者にあつては、主幹養護教諭又は養護教諭である者を除く。以下「小学校教諭等免許状所持者」という。)を、当該数に算入することができる。ただし、教育保育職員の数(この項の規定により当該数に算入するものを除く。)が基準教育保育職員数(施設の開所時間等に応じ市長が必要と認める職員が園児の教育及び保育に現に直接従事している場合にあつては、基準教育保育職員数に当該職員の数を加えた数)の3分の2以下となるときは、この限りでない。

- 6 前項の規定により教育保育職員の数に算入される小学校教諭等免許状所持者は、幼保連携型認定こども園の教育課程に基づく教育に従事してはならない。ただし、教育保育職員の補助者として従事するときは、この限りでない。

別表備考中「(教育職員免許法第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下同じ。)」を削る。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

提案理由

幼保連携型認定こども園における職員の数の基準の特例を定める必要があるので提案する。